

# 改正障害者基本法成立

## 改正障害者基本法について

日本自閉症協会副会長

五十嵐康郎

国連障害者権利条約を批准するための国内法整備の第一弾である改正障害者基本法が7月29日の参議院本会議において全会一致で可決、成立した。

障害者基本法は1970年に心身障害者対策基本法として「心身障害の発生予防」「障害者年金の支給」「施設福祉の拡充」等を対策の柱に制定された。

1993年の改正は、「国連・障害者の10年」と「ノーマライゼーション理念」に基づいて、名称を障害者基本法と改め、「自立とあらゆる分野への参加促進」をうたい、はじめて「精神障害者」を法の対象とし、付帯決議で「自閉症」が障害者基本法に定める障害者の範囲に含まれることを明記した。

2004年の改正では、「障害者の自立への努力規定」を削除し、「障害を理由とする差別禁止」を定め、付帯決議で「自閉症その他の発達障害」を含むことを明記した。

障害者基本法は様々な課題と時代的制約を受けつつも、超党派の議員立法として、障害者や関係団体の声も反映し、障害者福祉の道標となった歴史がある。

今回の改正法は目的に「人格と個性を尊重する共生社会の実現」を掲げ、「障害は社会の側の障壁（バリアー）にある」と定義し、負担が過重でないときに「必要かつ合理的な配慮」を怠ることも差別になると定めた。

「どこで誰と生活するかの選択の機会を確保する」「意思疎通のための手段の選択の機会を確保する」「障害のある子とない子がともに教育を受けられるようにする」「身近な場所で医療や介護を受けられるようにする」など、権利条約の趣旨にそった方向性が示されたが、これらの条文には、政府が法案を作成する過程で障害が重度で医療的ケアを必要とする場合などに配慮して「可能な限り」という文言を挿入したことから国会審議でも議論になった。

療育という条文が新設されたことは、療育の重要性を訴えてきた立場からは

## 障害は社会の側の障壁（バリアー）にあると定義

前進と考えたい。司法手続きにおいても「個々の障害者の特性に依りて意思疎通の手段の確保に配慮する」という条文が新設された。自閉症・発達障害の人は、そもそも意思疎通や意思決定に大きな制約があることから、修正案で「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」、「障害者の意思決定の支援に配慮すること」が追加されたこと、付帯決議に「発達障害児の中等・高等教育の環境整備」について明記されたことも合わせて評価したい。

与野党共同の修正案によって「精神障害」に「発達障害」が含まれる旨が本文に括弧書きで明記され、教育は「十分な情報の提供と意向の尊重」、療育は「専門的知識・技能を有する職員の育成」、相談支援は「障害者の意思決定の支援に配慮」などが追加された。また、東日本大震災を踏まえて、「防災及び防犯についての必要な施策」を義務づけ、法律施行3年後に見直すことも定められた。

今回の改正によって、括弧書きながら発達障害が本文中に明記されたこと

は、一定の前進といえるが、「自閉症」の文字は消えてしまった。括弧書きではなく条文中に明記すること、自閉症の文字の扱いも今後の課題である。「発達障害」を括弧書きとするか、別書きとするかについては与野党の修正協議の中でも議論があったが、発達障害に関しては、国として十分整理されていないことから括弧書きとなった経緯が国会審議で明らかにされている。

参議院内閣委員会において、衛藤晟一参議院議員から障害者制度改革推進協議に発達障害者関係や福祉事業サービスマス提供者が入っていないことに対して問題だとの指摘があり、付帯決議に、内閣府に設置する障害者政策委員会の人選に当たっては、広く国民各層の声を障害者施策に反映できるよう、公平・中立を旨とする一文が追加された。

改正障害者基本法は与野党共同の修正案や付帯決議によって、障害者制度改革推進協議に参加できなかった障害者や関係団体の声を一定程度反映して成立した。

本協会としては、障害者政策委員会に自閉症・発達障害の当事者や関係団体から委員を任命するよう働きかけることと合わせて、国が自閉症・発達障害に関する議論を整理するために具体的に提言することが求められている。